

令和8年5月26日 東京地方裁判所刑事第13部宣告

令和8年(わ)第10564号 贈賄被告事件

主 文

被告人を懲役1年に処する。

5 この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、東京大学に、令和5年4月1日に東京大学大学院医学系研究科に設置された臨床カンナビノイド学講座（以下「本件講座」という）の設置及び共同研究
10 の申込みをしてその契約を締結していた一般社団法人Aの代表理事として、Aの業務全般を統括掌理していたが、本件講座の設置手続、運営、研究内容の選定及び実施等をするなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼の趣旨及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、

1 東京大学大学院医学系研究科外科学専攻感覚・運動機能医学講座皮膚科学分野教授及び東京大学医学部附属病院感覚・運動機能科診療部門皮膚科（以下「皮膚科」という）長として、本件講座の設置手続、運営、研究内容の選定及び実施等を統括するなどの職務に従事していたBに対し、別表1記載のとおり（別表省略）、令和5年3月10日から令和6年8月9日までの間、28回にわたり、「場所」欄記載の店舗において、代金合計183万952円相当の遊興の接待を供与し、Bの職務
20 に関して賄賂を供与し、

2 令和5年3月31日までは東京大学大学院医学系研究科担当の東京大学医学部講師、令和5年4月1日以降は東京大学大学院医学系研究科特任准教授及び皮膚科の一員として、本件講座の設置手続、運営、研究内容の選定及び実施等をするなどの職務に従事していたCに対し、別表2記載のとおり（別表省略）、令和5年3月
25 10日から令和6年8月9日までの間、30回にわたり、「場所」欄記載の店舗において、代金合計196万7433円相当の遊興の接待を供与し、もってCの職務に

関して賄賂を供与した。

(量刑の理由)

法人代表者である被告人が、カンナビノイドを含有する化粧品の商品化を実現しようとして、東京大学内の社会連携講座の設置及び運営・研究をしていた担当教授及び講座長に対して、本件講座設置前後の1年余りにわたって、28回～30回の遊興接待の供与をした。被告人は担当教授らによる本件講座の廃止を恐れて、利益供与を強要されたと主張するが、少なくとも本件犯行期間中における講座長との間のメッセージ履歴を見ても被告人の恐怖心をうかがわせる内容は見当たらず、時には被告人が講座長に対して強い態度を示したことも見受けられ、当初は講座長から被告人の負担を気遣われる中でも被告人の方が積極的な供与姿勢を示したことで担当教授らと癒着するようになり、常習的に犯行に及んだものといえる。遊興接待の内容は、いわゆるキャバクラやソープランドにおけるサービスを受けるという性的志向の強いもので、東京大学における職務の公正さや廉潔性を強く害した。被告人の刑事責任は軽視できない。

他方で、本件後に被告人が警察署へ赴いて一連の事実関係を供述したことで全容が明らかになった面があり、前科がない被告人に対しては、主文の限度で懲役刑を科した上で、情状証人として出廷した母の監督の下、社会内で更生を図るのが相当であると判断した。

(求刑 懲役1年2か月)

令和8年5月26日

東京地方裁判所刑事第13部

裁判官 池 上 弘